

油木協働支援センター 地域農業担い手支援部会  
既存電気牧柵へのソーラー設備追加設置支援助成金交付要綱

第1条（趣旨）

この要綱は、油木協働支援センター地域農業担い手支援部会の活動として、担い手の有害鳥獣被害対策として、農地（田、畑）に設置されている既存の電気牧柵にソーラー設備を新に追加して設置することで、バッテリーの長寿命化や充電コストの低減が図られ、より鳥獣被害からの防衛対策として期待出来ると考えられる。

このようなことから油木地区内で実施されるものに対して支援助成を行う要綱を定めたものである。

第2条（対象）

支援対象は、油木協働支援センター地区内において農地2反以上の耕作を行い、既存の電気牧柵にソーラー設備を設置していない農家または法人とする。また、神石高原町の補助金制度に該当しないこと。

第3条（助成金）

一農家または法人に対し、町内業者より購入したソーラー（取付金具付等セットを含む）、バッテリーの設置を行う設備1箇所当たり2万円を限度として、補助率は1/2以内（千円未満の端数は切り捨て）とし、予算の範囲内で助成する。

第4条（申請）

助成を受けようとする者または法人は（様式第1号）により、設置予定のソーラー、バッテリーのカタログ、及び見積りを添えて申請するものとする。また、一申請者において申請上限数を3箇所とする。

申請の決定については、支援助成金交付決定通知書（様式第2号）により行う。

第5条（実績報告）

申請者は、実績報告書（様式第3号）により、ソーラー、バッテリー購入領収書・設置写真を添えて提出するものとする。

附則

この要綱は、令和7年4月1日より施行する。